

2019年度（平成31年度5月より新元号） 母子生活支援施設のぞみ事業計画

「戦後の屋根対策の施設」、これは母子寮と言われた時代の世間のとらえです。現在では、DV 被害者支援の施設という認識が、行政、学識、一般社会に根付いています。確かに、当施設においても多くの支援実績があり、DV 被害者の支援は、専門性が問われ重要な支援であると位置づけられており、今後も重要な機能の一つであることは間違いありません。

しかし、母子生活支援施設は、DV 被害者支援のみの施設ではなく、児童福祉施設であり、児童福祉法の理念や基準に基づき運営される施設で、児童を健全に育てるのが本来の機能であることを忘れてはいけません。児童虐待相談件数の急激な増加、悲惨な死亡事件が相次ぐ中、制度や施策が動いていますが、母子生活支援施設の機能が活用されることこそ、虐待防止、虐待を起こさない社会づくりに大きく寄与するものと考えています。

母子生活支援施設のぞみは、1951年事業開始、今年で68年。当法人の歴史と理念を大切にしながら、今、地域社会に必要とされる施設として、これから子どもたちが育つために必要とされる施設として、2019年度の事業を以下のように計画しました。

【今年度の重点目標】

- ・ 地域の子育て支援の拠点としての施設づくり
- ・ 人材育成のための OJT の強化
- ・ 改築工事に伴う、安全対策・施設機能の管理

1、職員配置

<常勤職員> 12名、20世帯の職員配置基準を満たす配置とする。

施設長 1名 母子支援員 3名 母子支援員（特別生活指導加算職員） 2名
少年指導員兼事務員 3名 個別対応職員 1名
保育士 1名 調理員等 1名

<非常勤職員>

嘱託医 1名

宿直要員 3名

○職員の勤務時間 7：00～22：00の間の6～8時間

宿直体制 22：00～翌朝7：00

2、職員研修

○法人の基本理念・施設の基本方針、母子生活支援施設倫理綱領を学ぶ研修(施設内)

○OJT (On The Job Training) の強化

施設の上司や先輩などから職務に必要な視点や知識・技術などの指導を受ける、または

母親や子どもたちとの関りを通して新たな気付きを得るなど、職員が日々の業務経験を通して育つ過程を支える。これらを意図的・計画的・継続的に展開することにより、職員全体の力量を育成することを狙いとする。

主な OJT 場面

- ・ スーパーバイズ 月 1 回 (グループスーパーバイズ 個人スーパーバイズ)
- ・ ケースカンファレンス 定期カンファレンス年 2 回 緊急カンファレンス
入所前後・退所前後カンファレンス
- ・ 委員会活動 職員会に諮る前の企画検討と会議後の具体的実施。
新たな委員会の立上げ：性教育、安全衛生対策、権利擁護など
- ・ コンサルテーション 専門家の助言

○個別研修プログラムの活用

全母協のプログラムをもとに当施設版を作成。職員レベル、経験年数、研修履歴年度目標、研修計画、評価、総合評価で構成。外部研修の成果を日々の業務に生かすことに力を入れる。

○全国単位の研修に 3 名派遣、ブロック研修に 3 名派遣を予定。

県外研修については県の補助金を活用する。

3、施設整備

○第 1 期工事が 7 月末完成予定。ただし部品の調達具合によっては延期となる。

第 1 期工事によって、母子室 16 世帯分が完成する。入所世帯の引っ越しが完了し、事務所移転終了後、母子室棟の取り壊し工事に入る。引越は安全かつ迅速に行うことを徹底する。

第 2 期工事、8 月中旬着手予定。母子室棟の取り壊し、事務所、保育室などが入る管理棟の建築、4 世帯分の母子室棟、外構工事の施工を行う。1 月末完成、2 月使用開始の予定。1 期工事以上に工事のための立ち入り禁止区域は広がる見込み。

工事期間中は安全管理に細心の注意を払う。

工程会議月 2 回、進捗状況、要望事項の確認を行う。

○事務所移転計画

2 期工事が始まる 8 月 1 日～完了する 2 月 (日付は未定) 多目的ルームを使用

○ボイラー・風呂循環器の点検は 7 月まで月 1 回

遊具は工事完了まで使用禁止。

消防設備点検、年 2 回。

4、安全管理

○防犯関係

普段より警察署と連絡を密にしていく。設備としては、防犯カメラ、通報ベルにつ

いて職員研修等を通して職員間で共有していく。

○防災関係

9月、消防署と連携して防災訓練を実施する。又、大型の防災に備えて地元の自治体と平成28年7月、災害時等における避難行動要支援者の避難のための施設利用に関する協定書を結んでいる。

○交通安全関係

7月、警察署の協力を得て交通安全教室を行っている。春と秋には、交通安全週間にあわせて交通安全について周知をしていく。

5、利用者支援の内容

○年間行事（※開催日が変更になる場合があります。）

4月日(金) 入学進級祝い

合同バザーの開催は見送り（今年度のみ）

6月 親子夕食会(焼肉の日)

8月 母子室棟16世帯分完成により、入所世帯引越し、事務所移転
納涼祭 改築工事を考慮して開催日を8月後半に。場所は集会室。
内容は変更する。

9月 総合防災訓練

11月3日 親子遠足

12月 クリスマスの集い

1月 新年会（期日未定）

避難訓練月1回

○各グループ行事

幼児 - お誕生会 製作活動 おやつ作り 戸外あそび

小学生 - ミーティング お誕生会 製作活動 おやつミニクッキング 小遠足
キャンプ

中高生 - ミーティング 食事会 奉仕作業

母親 - 定例会月1回 奉仕作業 趣味の活動

○学習会『ぴよんぴよん学習塾』の利用 個別の学習支援

○自立支援計画

【作成の目的】

- ・ひとり一人に寄り添い、その人なりの自立の形を共に考え、自立への課程を支援する。
- ・アセスメントでニーズや課題、利用者やその環境の状況を把握し、支援計画を立て、実行し結果を評価する。

※上記により、職員は常に「自分が行っている支援の意味」を意識し、「今自分が支援

において何をしているのか」を明確に理解して支援にあたることが出来る。

- ・母子が自己決定・自己選択によって、自分らしく生き生きと生活できるように支援していく。

【支援計画の手順】

- ・自立支援計画策定（システム利用）
- ・自立支援面談（年2回／9月・3月）
- ・子どもの面談（年2回／9月・3月）
 - 丁寧な母親と子どもの意志を確認する。
 - 母親とは個別に行い、中学生以上を対象とする。
- ・担当ケースの日々の観察・記録
 - ※観察・記録は担当以外のケースについても行うこと。
- ・自立支援メニューの実行・評価・見直し・終結
- ・入所委託期間の確認
 - ※ニーズが解決に至っていない場合の退所は出来るだけ避ける。
- ・ケースの状況によって、必要な人や関係機関（支援）と利用者を繋いでいく。
- ・ケース検討会を行う（アセスメント・プランニング）
- ・ケースファイルの整理（誰が見てもわかりやすいように）

～主な支援内容～

《児童向け》

乳幼児の保育、学童保育、学習支援、不登校時の個別支援、進路相談、通院支援、心理的ケア、学校保育所等関係機関との連絡調整、その他

《母親(保護者)向け》

相談対応：生活、経済、就労、子育て、離婚問題 他

家事支援、通院支援、福祉事務所等関係機関との連絡調整

調停等法的課題に関する支援、諸手続き事務支援、心理的ケア、その他

○退所後の支援(アフターケア)

相談対応（生活や養育等） 架電 学童保育 学習会

行事に招待 居宅訪問 などの支援

6. 関係機関との連携

各関係機関とは利用者のニーズや地域の子育てニーズを共有し、課題解決のため、ケース検討や具体的支援を連携して行う。

○主な関係機関

福祉	所轄の福祉事務所他関係する市町村の福祉事務所 子どもを守る地域支援協議会 福祉相談センター（児童相談・婦人相談）
----	---

	保育所 障害者・児支援事業所 社会福祉協議会（県・町）
教育	教育委員会 学校
保健医療	嘱託医 保健センター 病院（内科・小児科・精神科・総合病院） 療育園
安全対策	警察署 警備会社 消防署
司法	裁判所・担当弁護士
就労	ハローワーク・利用者が就労している事業所

7. 地域交流と地域貢献

- 学習支援事業、子どもの居場所づくり事業との連携。
地域に暮らす子育て世帯を対象に、学童保育を若干名受け入れ。
- 家庭問題、養育問題等の相談対応
当事者及び関係機関からの相談に対応する。
- 法制度外で支援を必要とする人の一時保護。
宿泊施設備品の用意あり。常時受け入れ態勢を整えておく。
- 実習生・ボランティアの受け入れ
- 行事に退所者や地域の関係者を招待

2019年度子どもの学習支援事業計画

子育て世帯の貧困連鎖防止を目的とした事業。関係自治体の協力連携を得ながら、ニーズを把握し実施する。2019年1月1日法人の公益事業として定款に記載されている。

[対象]

小学生及び中学生

施設入所児童に加え地域のひとり親家庭の児童で支援を必要とする児童を受け入れる。(ひとり親家庭に限らず、特別事情により支援が必要な場合は相談の上応じる。)

[日時]

火・水・木・金	放課後16:00～18:00	小学生1年～6年対象
月・金	18:30～20:30	小学生5・6年、中学生が対象
水	18:30～20:30	中学生・高校生が対象
土	14:00～16:00	中学生・高校生が対象
土	9:00～12:00	小学生1年～6年対象

※学習支援員の増員確保ができれば中学生も対象にする。

[内容]

宿題を中心に、わからないところを教えてもらう。

土曜日は終了後に軽食支給

※必要に応じて送迎を行う

[支援者]

コーディネーター兼学習支援員1名

学習支援員5名 曜日や時間帯によって交替する。

2019年度子どもの居場所づくり事業計画

2019年1月1日法人の公益事業として定款に記載されている。
当年度は関係自治体からの補助は受けず、法人の公益事業として運営を行う。

○「のぞみおやこ食堂」の運営

【事業内容】

[目的]

子育て世帯は、時間や経済等にゆとりのない生活をしていることが多く、特にひとり親世帯においては深刻である。食事の準備や片付けの心配をしないでゆったりと食事をする機会を提供することにより、生活にゆとりが生まれ健全な親子関係が育まれることを期待し、以下のような効果が生まれることを目的とする。

- ・児童にとって安心安全な居場所ができる。
- ・健全な生活習慣やマナーを習得できる。
- ・食生活の改善、食文化の継承が図られる。
- ・学習支援事業と連動することにより事業の効果が上がる。
- ・支援のネットワークが強化されることにより地域福祉が向上する。
- ・世代間の交流が生まれ、孤独、孤立の防止や緩和につながる。
- ・支援が必要な世帯の早期把握と支援実施を推進することができる。

[対象]

学習支援を利用している児童

ひとり親家庭の児童及びその保護者

本事業に関心のある方

[場所]

パレアナの家地域交流スペース(通称：ホットルーム)

使用できない時は 母子生活支援施設のぞみ多目的ルームを使用

[開催日時]

月2回程度 第2・第4金曜日 17:30～19:00

[料金]

児童無料 大人200円

[提供できる食事の量と内容]

1回に30食程度

ビュッフェスタイルと個別とりわけの併用

地元で採れた食材を活用し季節感のあるメニューを提供

手早く、簡単、おいしいメニューの提案を行う